

議案第48号

米原市税条例の一部を改正する条例について

米原市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和6年6月6日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布に伴い、公益信託に係る寄附金税額控除等を行うため、この案を提出するものである。

米原市税条例の一部を改正する条例

米原市税条例（平成 17 年米原市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 1 項中「もしくは金銭」を削り、同項第 1 号中「または金銭」を削り、同号ケを次のように改める。

ケ 所得税法第 78 条第 2 項第 4 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第 56 条中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

付則第 4 条の 2 を削る。

付 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第 56 条の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

（2） 第 34 条の 7 第 1 項の改正規定、付則第 4 条の 2 を削る改正規定および次条の規定

公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における前条第 2 号に掲げる規定による改正後の米原市税条例第 34 条の 7 第 1 項（第 1 号ケに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 1 号ケ中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。））」とする。

米原市税条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
（寄附金税額控除） 第 34 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号および第 2 号に掲げる寄附金または次に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 34 条の 3 および前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 （1） 次に掲げる寄附金のうち、規則で定めるもの ア～ク 略 ケ <u>所得税法第 78 条第 2 項第 4 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</u> コ 略 （2） 略 2 略 （固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）	（寄附金税額控除） 第 34 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号および第 2 号に掲げる寄附金または次に掲げる寄附金<u>もしくは金銭</u>を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 34 条の 3 および前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 （1） 次に掲げる寄附金<u>または金銭</u>のうち、規則で定めるもの ア～ク 略 ケ <u>所得税法第 78 条第 3 項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</u> コ 略 （2） 略 2 略 （固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）	・ 法律改正にあわせて改正 ・ 法律改正にあわせて改正 ・ 公益信託の見直しに伴う所得税法の規定の見直しに伴う規定の整備

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2もしくは第12号の固定資産または同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号および第2号に、家屋については第3号および第4号に、償却資産については第5号および第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋または償却資産が学校法人もしくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項の法人、公益社団法人もしくは公益財団法人、宗教法人もしくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人もしくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）もしくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合もしくは健康保険組合連合会もしくは国家公務員共済組合もしくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士もしくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人もしくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人もしくは公益財団法人もしくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するものまたは公益社団法人もしくは公益財団法人で学術の研究を目的と

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2もしくは第12号の固定資産または同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号および第2号に、家屋については第3号および第4号に、償却資産については第5号および第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋または償却資産が学校法人もしくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人もしくは公益財団法人、宗教法人もしくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人もしくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）もしくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合もしくは健康保険組合連合会もしくは国家公務員共済組合もしくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士もしくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人もしくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人もしくは公益財団法人もしくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するものまたは公益社団法人もしくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条

・法律改正にあわせて改正

するもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋または償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。 （１）～（６） 略 付 則	において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋または償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。 （１）～（６） 略 付 則 <u>（公益法人等に係る市民税の課税の特例）</u> <u>第４条の２ 当分の間、租税特別措置法第４０条第３項後段（同条第６項から第１０項までおよび第１１項（同条第１２項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第４０条第３項に規定する公益法人等（同条第６項から第１１項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第３項に規定する贈与または遺贈を行った個人とみなして、令附則第３条の２の３で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第４０条第６項から第１１項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</u>	・ 単に課税標準の計算（みなし課税）を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ、削除する。
--	---	---